

令和元年度

南アルプス市

国民健康保険運営協議会会議録（概要版）

令和2年2月18日 開会

令和2年2月18日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和 2 年

南アルプス市国民健康保険運営協議会

2 月 1 8 日

令和元年度 第2回南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和2年2月18日
午後7時00分 開議
於 市役所（新館地階第1会議室）

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 市長あいさつ

4. 議事

諸般の報告

議事録署名委員の指名

議事案件

(1) 諮問事項

令和2年度国民健康保険税について（資料1、2、3）

(2) 報告事項

ア 平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（資料4）

イ 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について（資料4）

ウ 特定健診・特定保健指導について（資料5）

(3) その他

5. その他

6. 閉会

出席委員(19名)

清水 栄 男	桐生 友 明
森本 秀 夫	吉元 誠一郎
塩田 保 朗	望月 定 子
戸澤 英 子	長田 悦 子
切刀 秀 樹	櫻田 美佐子
本多 眞 澄	和田 哲 子
深沢 眞 吾	齊藤 和 磨
河野 裕 樹	切刀 仁
塩谷 進	小山 篤
池川 正 美	

欠席委員(なし)

議事録署名委員

桐生 友 明	櫻田 美佐子
--------	--------

出席者

国保事務局	部長	今村 繁 樹
	課長	西野 文 人
		村松 範 光
		荻野 尚 子
		小笠原 美 紀
		中島 陵
		野中 弘 幸

開会 午後 7時00分

○事務局

皆さん、こんばんは。

定刻となりましたので、ただ今より、南アルプス市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本日は、夜分、お疲れのところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます国保年金課長の西野です。よろしくお願いいいたします。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

はじめに、和田会長からごあいさつをいただきたいと思ひます。

和田会長、お願いいいたします。

○会長

皆さん、こんばんは。

本日は夜分に、年度末に向けご多忙の折、本会議にご出席いただきありがとうございます。

暦の上では立春が過ぎましたが、ここにきて真冬の寒さの日があったり、変に暖かい日があったりと、不安定な天候の日々です。

令和も2年目を迎え2カ月が過ぎようとしています。

さて、当初、海の向こうの中国のことだと思っていた新型コロナウイルスが、あっという間に世界中の多くの国の危機と思われる状況になりました。日本国内においても大変なことになっております。報道に接するたびに、他人事と考へず、念入りな手洗い、うがい、人ごみの中のマスクの着用と、できる用心をしなければと思ひているところです。

先日、福祉施策に関する会議に出席した際に、会長さんのごあいさつの中で、干支についてのお話がありました。受け売りではなはだ恐縮と思ひますが披露させていただきます。

ねずみ年の子という字は、終了の了と漢数字の一でできているんだそうです。了は終わり、一は始まりと解釈し、終わるけど始まるという、誠に良い干支の年なんだそうです。

世界中の危機も人々の努力によって、1日も早く収まり、明るい始まりのころが迎えられるようお願い、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いい申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第にありますように、本来は金丸市長がお見えになって、皆さまにごあいさつをするところではございますが、地元不幸がありまして、通夜に出ております。誠に申し訳ありません。本日は欠席となりますが、ご了解いただきたいと思ひます。

つきましては、金丸市長に変わって、今村部長が出席しておりますので、皆さま方にごあいさつをさせていただきます。

○市民部長

皆さま、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中、第2回目の国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、会長さんのあいさつにございましたように、このところ新型コロナウイルス関連ニュースでもちきりとなっております。国内でも50名余りの患者さんが発生し、国内発生に早期に位

置付けられ、国内患者が増加する局面を想定し、対策すべき時期とされているところでございます。すでに観光産業など大きな影響が出ており、天皇誕生日の一般参賀の中止や東京マラソンの一般参加の中止など、一般市民への影響が出てきております。

また、各医療機関におかれましても、大変神経を使われている状況と思います。

県内ではまだ発生者はいませんので、県の対策本部は設置されておきませんが、県の対策本部が設置されるような事態になりましたら、市でも対策本部を立ち上げ、関係機関と連携し、対応にあたっていくこととしております。治療薬やワクチンの開発が待たれるところではございますが、1日も早い収束を願うばかりでございます。

さて、国民健康保険は、平成30年4月の制度改正により、県が財政運営の責任主体となりました。

しかしながら、市町村ごとに医療水準や加入者等の状況が異なるため、被保険者の皆さんに納めていただきます保険税、また保健事業については、県内の各市町村でそれぞれ異なる状況でございます。

新制度では、国保事業に要する納付金を市町村から県に納めていくことになっておきまして、それに必要となる国保税の税率は、現在、各市町村で決定するということになっておきまして、

現在、県と市町村で連携しながら、県内市町村の保険税率の統一について検討しているところでございますが、まだ、いつまでにどういうふうなところまでは至っておりません、統一の保険税となるまでは、引き続き、各市町村ごとに税率を検討していかなければならない状況でございます。

本市の国保財政につきましては、国保加入者の減少、これは社会保険の加入の拡充、あるいは高齢者の増加によって、後期高齢のほうに移行される方が多いというようなことで、年々国保加入者は減少をしているところでございます。

したがいまして、保険税収入というものが減少しておりまして、県へ納付金を納めるための財源確保が大変厳しいといった状況でもございます。

本日は、来年度の国民健康保険税の税率等について諮問をさせていただきますので、委員の皆さま方には十分にご審議の上、ご答申をいただきますようお願いをいたします。

市といたしましては、県や国の保険税率統一に向けた取り組みを注視しながら、保険者の皆さまが安心して医療を受け、健康的な生活を送ることができるよう、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆さまには引き続きお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

本日は、大変ご苦労さまです。

よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、次第4の議事に移りたいと思います。

運営協議会会則第5条第1項の規定により、和田会長に議長をお願いいたします。

和田会長、よろしく願いいたします。

○会長

では、始めさせていただきます。

まず、諸般の報告ということで、本日の委員の出席状況について、事務局から報告願います。

○事務局

それでは、2点ほど報告させていただきます。

はじめに、南アルプス市国民健康保険運営協議会会則第5条第2項の規定により、会議の成立についてご報告いたします。

本日19名の委員のうち、現在18名の委員が出席しており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しましたことをご報告いたします。

なお、本会議では、会議録の作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご意見・ご質問をされる場合は、名前をおっしゃってからご発言をいただけるようよろしくお願いいたします。

次に、会議の傍聴についてご報告いたします。

本運営協議会の会議は、公開で行うものとされており、運営協議会の開催および公開については、ホームページですでに周知しております。

会議の公開は、南アルプス市議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議の傍聴を希望する方に傍聴を認めることにより行うものとしております。

本日は、会議公開にあたり、傍聴の定員を5名といたしまして周知いたしましたが、傍聴希望者がおりませんので、ご報告させていただきます。

以上で、議事に先立ちまして、報告を終わらせていただきます。

○会長

次に、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名します。

会議録署名委員に、桐生友明委員、櫻田美佐子委員を指名します。

両委員には、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、第1号議案である諮問事項 令和2年度国民健康保険税についてを、事務局より説明願います。

○事務局

国民健康保険担当の村松です。

よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議事案件（1）諮問事項 令和2年度国民健康保険税についての説明をさせていただきます。

お手元の資料の中に、市長からの諮問書の写しを配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。写しと書いてある文書、1枚の文書になります。

それでは、市長からの諮問を読み上げさせていただきます。

南アルプス市国民健康保険税について（諮問）

国民健康保険財政の安定した運営を図るため、国民健康保険税に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

1 保険税率等について

令和2年度の国民健康保険税の税率等（均等割額、平等割額、所得割率）は、据え置きとする。

2 保険税課税限度額の改定について

令和2年度課税限度額について、令和2年度税制改正により、地方税法施行令が改正された場合、次のとおり国の基準と同額とする。

（1）基礎課税額分63万円（前年度から2万円引き上げ）

(2) 介護納付金課税額分17万円(前年度から1万円引き上げ)

令和2年2月18日

南アルプス市長 金丸一元(代読)

では、今の諮問事項についての詳細を資料に基づきまして説明をさせていただきます。

【議事案件の(1)について、資料1から3に基づき説明】

○会長

ただいま事務局から説明がありました。

国民健康保険税について諮問されました。

これにつきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

○池川委員

被用者保険の代表で参加させてもらっております池川と申しますけれども、市長さんからの諮問について出されておりますので、特に私のほうからは、これでいいなと思っているところではございますけれども、ただ軽減税率、先ほど事務局からご説明がありましたように、1万5,600人、被保険者数がいらっしゃいますよね。そのうちの軽減税率に該当する方は何パーセントというか、何人くらいですか。ちょっと参考に教えていただければと思って、質問というか意見でございますけれども教えてください。

以上です。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

お答えいたします。

軽減の対象者というご質問でよろしいでしょうか。

軽減につきましては、国税の課税は世帯ごとの課税になります。令和元年10月の数字としまして、被保険者数が大体1万6,300人ほどおりました。課税については世帯ごとの課税になりますので、被保険者が属する世帯としましては9,665世帯ございました。この9,665世帯のうち軽減対象、7割、5割、2割の軽減となっていた世帯については5,165世帯ございました。そのうちの7割軽減となる、一番軽減が大きい、所得が少ない世帯についてが2,491世帯ですので、大体、率にしますと25%程度が7割軽減の世帯だったという形になります。5割軽減の世帯が1,460世帯、2割軽減が1,214世帯ほどございました。合わせて5,165世帯、全体9,665世帯のうち5,165世帯が軽減対象ということで軽減をしております。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

では、ないようですので、運営協議会としまして、市長の諮問に対する答申をまとめたと思います。

議案1の諮問事項については、1 保険税率等について、2 保険税課税限度額の改定について、ともに原案を適当と認めると答申したいと思いがいかでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、そのように決めます。

なお、答申書の内容につきましては、会長と副会長にご一任願います。

次に、第2号議案の報告事項に移りたいと思います。

ア 平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてと、イ 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算(案)については、関連がございますので、事務局より一括して説明をお願いします。

○事務局

【議事案件(2)ア、イについて、資料4に基づき説明】

○会長

今、事務局より説明がありました。

これにつきまして、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

○池川委員

度々すみません。

4の資料で歳入でございますけれども、他会計からの繰入金は今度、令和2年度が5億6,753万4千円ほどありますけれども、これは一般会計の法定内とか法定外とか、内訳はどのくらいになりますか。参考に教えていただきたいです。

○事務局

お答えいたします。

今、法定内、法定外というお話が委員さんのほうからございましたが、一般会計からの繰入金につきましては、法定で決まっている繰入金とそれ以外、それから、よく今問題になっているのが財源補てん的な繰入、要は保険税が足りない部分を一般会計から繰り入れ、補てんをすることで、国税の足りない部分を補うというような部分については是正が必要ではないかというようなことも国のほうから指導があるというような状況もございます。そういった財源補てん的な繰入というのは、本市では今、行っておりません。

法定の繰入と法定外の繰入ということで、法定されているものについては事務費等の総務費の繰入ということで、事務費ですとか給与費の繰入、それから保険基盤安定の繰入ということで、先ほど軽減のお話をさせていただきましたが、7割、5割、2割の軽減をすると、そうすると税収はどうしても減ってきます。その部分を一般会計から補てんをするというのは、法定の繰入ということで、認められた額を繰入をしております。

それ以外に、やはり法定の繰入で、高齢者の割合による財政安定化支援事業の繰入というようなものもございます。それは、その保険者、市によって、入っている方の高齢者の割合が高い場合はこれだけ繰り入れていいという基準がございますので、そういった繰入を法定でしております。

法定外の繰入といたしましては、今、これは法で決まっているものではないという意味で法定外ということなんですけど、子ども医療ですとか重度医療ですとか、特に子ども医療、ひとり親医療等の窓口無料による影響ということで、今、国からのお金が減額措置をされていると、そう

いった窓口無料にした場合に医療費に響くんじゃないかということで、国のほうでペナルティと
いうか補助を減額するというような扱いになっております。その減額分を一般会計から補てんを
すると、これは法定ではないんですが、そういった繰入をしております。

それから、保健事業の繰入、こちらも法定ではないんですが、保健事業に対して繰入金という
形で繰入を行っております。

それらが金額的には5億6,753万4千円の他会計繰入金がございまして、法定の繰入と法
定外の繰入ですと、およそ2,900万円ほどが法定外になって、それ以外は法定の繰入、法で
決められている繰入という状況です。

よろしいでしょうか。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

(な し)

ないようですので、次に、報告事項のウ 特定健診・特定保健指導について事務局よりご説明
願います。

○事務局

【議事案件(2)ウについて、資料5に基づき説明】

○会長

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきましてご質問・ご意見等ございましたら
お願いします。

○塩田委員

被保険者の楡形地区の塩田と申しますが、メタボの関係で、85センチメートルというおなか
周りが基準になっていますが、身長が150センチメートルの人でも、190センチメートルの
人でも同じなんではないでしょうか。以前に、私もメタボと言われて保健指導をされましたが、身長に
よっても違うのかなということを感じましたので教えてください。

○事務局

メタボリックシンドロームの基準というのが国のほうで決まっております、身長が高い方も低
い方も一律で男性は腹囲85センチメートル以上、女性は90センチメートル以上と決まってお
ります。その腹囲に加えて血圧、血糖、脂質のうち2つ以上基準値を超えているとメタボリック
シンドローム、1つ基準値を超えている方はメタボリックシンドローム予備軍ということで特定
保健指導の対象になります。

○会長

よろしいでしょうか。

○塩田委員

ありがとうございました。

○会長

ほかに何かございますでしょうか。

○深沢委員

保険医代表の深沢と申します。

非常に頑張って、総合実績のところでも県で2位、非常に頑張っているということだと思います

が、その中での指標の中で、今も出てきた指標1のところのメタボ該当、予備軍の減少率とか、指標6のところの後発医薬品の促進の取組が点数が低いのですが、このところでの何か、これを上げる取り組みとか、何か予定されているものというのは何かあるのでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

指標1のところですが、メタボの該当者および予備軍の減少のところについては、保健師、栄養士が特定保健指導を実施していますが、実施率のみでなくて、今後はその改善率の減少というところも努力者支援制度で効果を求められてきていますので、保健師、栄養士の学習会等を行って、効果的な保健指導ができるように努力しているところであります。

対象となった方のできるだけ多くの方に特定保健指導を受けていただけるように、結果説明会の中では、できるだけ待ち時間なく保健指導が受けられるようにというふうな体制も整えております。

○事務局

指標6の後発医薬品についての取り組みですけれども、ジェネリックの推進ということで、皆さんに少しでもジェネリックへの切り替えが可能なものについては、医療費削減につながるということで、差額通知、ジェネリック医薬品にした場合の差額がこれだけになりますというような差額通知を年3回お送りをしております。

それから、国保の加入の方には、その加入の時にジェネリック医薬品のご案内と、ジェネリックの利用を自分で宣言していただくようなシール、保険証に貼ったり、お薬手帳に貼ったりというようなシールをお渡ししています。

また、毎年の保険証の更新の時にもそのシールをお送りして、毎年の通知の中にジェネリック医薬品についてのお知らせ、シールを保険証と一緒に送る、ほかにも、医療費通知にジェネリックのご案内として情報提供をさせていただいているという取り組みをしております。

南アルプス市の国保については、今、公表をされている状況では、県の平均に比べましてジェネリックの使用割合は高い割合になっております。国保だけのジェネリックの率が75.1%、これが最新、31年の3月診療分で公表されている率です。この時の県の平均が72.6%、県内での順位が7位ということで、市だけで見ると5番目ということで、県内では上のほうなんです。そういった取り組みをさらに進めていきたいと考えています。

使用割合については、県内の中では比較的高いほうなんです。この分析資料の一番下のところに後発医薬品の使用割合の向上、H28からH29というところが、南アルプス市が4.17%、全国が4.26%ということで、今どこもジェネリックについては取り組みをしておりまして、向上しているんですが、割合自体は南アルプス市は高いんですが、向上率というところでいくと、高いところからさらに上がっていくというところで、なかなか率が稼げないということもあり、この指標の得点につながってきていないという状況もございます。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

(な し)

ないようですので、次に、第3号議案のその他ですが、事務局より何かありますか。

(な し)

委員さんから何かございますでしょうか。

(な し)

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○事務局

以上で、本日のすべての議事が終了いたしました。

和田会長、ありがとうございました。

次に、次第の5のその他に入りたいと思います。

委員の皆さまから何かありますかでしょうか。

(な し)

それでは、ここで国民健康保険証と高齢受給者証の一体化について、事務局の中島から説明させていただきます。

○事務局

中島です。

簡単に説明をさせていただきます。

こちらのほうは、令和3年の8月を目途としまして、県全体で今、一体化を推進していくという方針になりまして、市としても対応していくということになっております。

真ん中の現在の保険証と高齢受給者証のイメージのところから矢印が出ておりまして、令和3年8月以降の被保険者証のイメージというところに矢印が行っていますけれども、被保険者証兼高齢受給者証という形で、高齢受給者証にございました一部負担金の割合、2割、3割という割合ですけれども、こちらが保険証に記載される形になります。

それから、有効期限につきましても、今までは4月1日から3月31日ということで更新を行って行りましたが、令和3年8月に保険証と高齢受給者証の一体化を行うことに伴いまして、令和2年度の保険証につきましても例外的に、令和2年4月1日から令和3年7月31日までの有効期限の、1年4カ月の被保険者証を3月に皆さまにお送りする形となります。

今回の変更点につきましては、3月の広報と保険証を郵送する時に同封いたします通知に説明を掲載させていただいております。

また、令和3年8月以降につきましては、有効期限が8月1日から翌年の7月31日という形になりますのでご説明をさせていただきます。

説明は以上になります。

○事務局

最後に私から、次回の日程についてご連絡いたしたいと思います。

本運営協議会につきましては、年2回開催を予定しております。つきましては、次回の運営協議会は6月ごろを予定させていただきます。また近くなりましたら、改めて皆さま方にご通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上となります。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。

閉会の言葉を本多副会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○副会長

今回もですけれども、難しい複雑な内容のお話を分かりやすい資料をたくさん用意してくださって、説明してくださって、本当にありがとうございました。

1人あたりの医療費が年々増えているというお話を聞いて、南アルプス市民の1人として健康維持のために努力していかななくてはいけないなと思ったところです。

以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

委員の皆さまには、夜分お疲れのところ、長時間にわたり、迅速にご審議、また貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして終了といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 8時38分